

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公表番号】特表2007-537732(P2007-537732A)
 【公表日】平成19年12月27日(2007.12.27)
 【年通号数】公開・登録公報2007-050
 【出願番号】特願2007-510930(P2007-510930)
 【国際特許分類】

C 1 2 N 5/10 (2006.01)
 C 1 2 M 1/34 (2006.01)
 C 1 2 Q 1/02 (2006.01)
 C 1 2 P 21/08 (2006.01)
 G 0 1 N 33/15 (2006.01)
 G 0 1 N 33/50 (2006.01)

【 F I 】

C 1 2 N 5/00 A
 C 1 2 M 1/34 A
 C 1 2 Q 1/02
 C 1 2 P 21/08
 G 0 1 N 33/15 Z
 G 0 1 N 33/50 Z

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成27年7月10日(2015.7.10)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】特許請求の範囲
 【訂正対象項目名】全文
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

インビトロの隣り合う2つの培養細胞系であって：

末梢血単核球(PBMC)の集団を受容して該末梢血単核球の集団の中に存在する樹状細胞前駆体を細胞培養培地中で成熟させるために、細胞培養培地、平面のマトリックス、該第一のマトリックスに接着したヒト血管内皮細胞(HUVECs)からなる複数の細胞、並びに標的の外来抗原を含み、且つ

前記平面のマトリックスが、異種移植片細胞外マトリックス(ECM)シート、自然に重合化したヒト羊膜結合組織、再構成されたコラーゲンマトリックスおよびキトサン/コラーゲン膜の足場からなる群より選択され、且つ

前記複数の細胞が前記平面のマトリックス上に血管内皮を形成する、ワクチンが接種される部位と等価な培養物Aと；

B細胞及びT細胞を含む複数のリンパ球、並びに合成及び/又は天然のリンパECM由来物質を含むヒドロゲルマトリックスを含み、且つ

前記ヒドロゲルマトリックスがリンパ節の網目状足場を形成し、且つB細胞、T細胞、及び成熟樹状細胞の相互作用を支持する、

前記培養物A中の成熟樹状細胞を受容するための、三次元の、リンパ組織と等価な培養物Bと；

を含む2つの培養細胞系。

【請求項2】

前記複数の細胞が前記平面のマトリックスの両側上に血管内皮を形成する、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 3】

前記複数の細胞が前記平面のマトリックスの片側に血管内皮を形成し、そして皮膚上皮細胞が前記平面のマトリックスのもう一方の側に上皮を形成する、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 4】

前記培養物 A における前記複数の細胞がヒト細胞を含む、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 5】

前記培養物 A における前記複数の細胞がヒト皮膚由来血管細胞および内皮細胞を含む、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 6】

前記平面のマトリックスが、無細胞ヒト真皮を含む、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 7】

前記複数のリンパ球がさらに樹状細胞を含む、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 8】

前記ヒドロゲルマトリックスが隔離された T 細胞および B 細胞ゾーンを含む、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 9】

前記 T 細胞ゾーンがナイーブな T 細胞および膠原線維を含む、請求項 8 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 10】

前記膠原線維がコラーゲン I、コラーゲン III またはフィブロネクチンを含む、請求項 9 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 11】

前記 T 細胞ゾーンが細網線維芽細胞を含む、請求項 8 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 12】

前記隔離された T 細胞および B 細胞のゾーンが、化学誘引物質の制御放出によって作られる、請求項 8 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 13】

前記培養物 B がケモカインを含む、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 14】

前記ケモカインが、CXCL-13、CCL-21 および MIP3 からなる群より選択される、請求項 13 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 15】

前記複数のリンパ球が、末梢血リンパ球からネガティブに選択された B 細胞および T 細胞を含む、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。

【請求項 16】

請求項 1 に記載のインビトロの隣り合う 2 つの培養細胞系を用いる方法であって、該方法は：

前記培養物 A に末梢血単核球 (PBMC) の集団を導入する工程と；

該末梢血単核球の集団の中に存在する樹状細胞前駆体の刺激を促進する条件下で、前記培養物 A 及び標的抗原を培養する工程と；

刺激された樹状細胞前駆体を成熟樹状細胞に変換させる工程と；

前記培養物 A において成熟した樹状細胞を前記培養物 B に移動させる工程と；

前記培養物 B における前記複数のリンパ球の、前記成熟樹状細胞による刺激を促進する条件下で、前記培養物 B を培養する工程と；

該成熟樹状細胞による刺激後に該複数のリンパ球からの応答を測定する工程と；

を包含する、方法。

【請求項 17】

前記標的抗原が、ワクチン、アジュバント、薬物、生体分子、化合物および化粧品からなる群より選択される、請求項 16 に記載の方法。

【請求項 18】

前記成熟樹状細胞による刺激後の前記複数のリンパ球からの応答が、リンホカインの存在を検出する工程またはリンホカインのレベルを測定する工程によって決定される、請求項 16 に記載の方法。

【請求項 19】

前記成熟樹状細胞による刺激後の前記複数のリンパ球からの応答が、複数のリンホカインの存在を検出することまたは複数のリンホカインのレベルを測定することによって決定される、請求項 16 に記載の方法。

【請求項 20】

前記培養物 A 及び前記培養物 B が抗原特異的なリンパ球の免疫応答を解析するときに連続して使用される、請求項 1 に記載の 2 つの培養細胞系。